

第7回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会

# 会 議 録

平成15年10月22日 午後1時30分～

第7回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会会議録

開催年月日	平成15年10月22日					
会場	飯山町役場分館1階大研修室					
議長	新土光夫					
出席並びに 欠席委員  出席 24名 欠席 0名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	新土光夫		委員	三谷清明	
	副会長	新井哲二		委員	金澤敏夫	
	副会長	二神正國		委員	高橋 等	
	委員	長原孝弘		委員	永田さな江	
	委員	松尾良幸		委員	細川 滋	
	委員	宮武 要		委員	細谷達則	
	委員	倉本清一		委員	奥村恭子	
	委員	香川信久		委員	小林 基	
	委員	吉田正明		委員	原田泰男	
	委員	高木新仁		委員	建石照夫	
	委員	小松利弘		委員	秦 勉	
	委員	廣田 穰		委員	横田良子	

## 第7回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会会議次第

日時 平成15年10月22日(水)13時30分～

場所 飯山町役場分館1階大研修室

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 報告
    - ア 報告第30号 新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会の報告について
    - イ 報告第31号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する検討小委員会の報告について
    - ウ 報告第32号 新市建設計画策定小委員会の報告について
  - (2) 協議
    - ア 協議第8号 新市の名称について(継続協議2)
    - イ 協議第41号 国民健康保険事業の取扱いについて
    - ウ 協議第43号 各種事務事業 建設事業関係の取扱いについて
    - エ 協議第42号 各種事務事業 都市計画事業関係の取扱いについて
    - オ 協議第44号 各種事務事業 農林水産事業関係の取扱いについて
    - カ 協議第45号 各種事務事業 消防・防災関係の取扱いについて
    - キ 協議第46号 各種事務事業 生涯学習関係の取扱いについて(その2)
  - (3) その他
    - ア 第8回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会日程について
    - イ その他
- 4 閉会

午後 1 時 3 0 分 開会

事務局長 定刻が参りましたので、ただいまから第 7 回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。最初にご報告を申し上げます。規約第 10 条第 1 項の規定に基づきます会議の成立でございますが、本日の出席につきましては、会長を除きます委員 23 人全員の方がご出席となっておりますので、会議が成立いたしておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日は、事務局のほか建設計画部会、保険年金分科会、都市計画分科会、建設分科会、土地改良分科会、住宅分科会、農林水産分科会、消防分科会、管財分科会、スポーツ分科会の各会長もしくは副会長が出席をいたしておりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております会議次第に沿いまして進行させていただきます。なお、資料等事前配付させていただいておりますので、説明につきましては要旨説明とさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、新土会長様からごあいさつを賜りたいと存じます。

新土会長 失礼いたします。新土でございます。本日は、第 7 回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。10 月も後半に入りまして、スポーツの秋、芸術の秋を迎えております。1 市 2 町におきましても、11 月 1 日から 3 日にかけて丸亀市では「芸術祭」が、綾歌町では「菊フェスティバルあやうたふるさとまつり」が、飯山町では「全国スポーツ・レクリエーション祭スポーツチャンバラ大会」がそれぞれ開催されます。これらのイベントに多くの方々が参加され、スポーツや芸術に親しんでいただくとともに、1 市 2 町の住民の方々の交流が進むことを願っている次第でございます。

さて、今回は報告事項 3 件、協議事項 6 件を議事として事前に資料を配付いたしておりますが、新市の名称候補について小委員会から報告がありますので、新市の名称の協議を協議第 8 号として追加提案をいたしております。ご承知のとおり新市の名称は、最も重要な協議項目の一つであります。委員の皆様には、十分にご審議を賜り、ぜひとも協議を調べていただきますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、開会に当たりましてのあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして事務局よりお願いがございます。会議記録作成のために、誠に恐れ入りますが、ご発言に際しましては、各デスクのマイクのボタンを押していただきたいと思っております。ご発言を終えた際にも、同じようにボタンを押していただきまして切ってくださいよう、よろしくご協力をお願い申し上げます。

また、議事の都合上、発言をされる場合には、市町名とお名前をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入りますが、会議の議長につきましては合併協議会規約第 10 条第 2 項の規定によりまして会長が行うことになっております。

それでは、新土会長様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

新土会長 それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。よろしくご協

力のほど、お願い申し上げます。なお、これから先、座ったままで失礼することのお許しをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、早速進めてまいります。最初に会議次第の3、議事の(1)報告事項から参りたいと思っております。

報告第30号の新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会につきまして、小委員会の宮武委員長から報告をお願いします。

どうぞ。

宮武委員長 飯山町の宮武でございます。新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会の第5回の会議の概要についてご報告を申し上げます。

本編2ページの1、本日お配りいたしました1枚物の「別紙1」をご覧ください。第5回小委員会は10月20日、月曜日、午前9時55分から飯山町役場分館2階第1研修室において全員出席のもと開催いたしました。なお、当日は本小委員会所管事項の「新市の名称」及び「新市の事務所の位置」について審議いたしました。

まず、「新市の名称」についてご報告を申し上げます。新市の名称候補の選定につきましては、小委員会としてより慎重に対応すべきとの総意から、応募のございました361種の名称候補の中から委員各位においてご検討いただいたもの、第5回小委員会に持ち寄りまして絞込みを行いました。当日、各委員から名称候補として、それぞれ選定理由とあわせ提案がございましたものは、漢字表記の「丸亀市」、「中讃市」、「新丸亀市」、「讃岐富士市」、讃岐が平仮名で、富士が漢字表記の「さぬき富士市」でございまして、これを小委員会として絞り込むため協議いたしました。

その中で、委員から主なものとして

「丸亀」は全国的に知名度が高い、歴史のある名称である。

平仮名の「さぬき富士」は1市2町のシンボルで優雅なイメージがする。

公募結果を尊重すべきである。

合併の本質を踏まえ、名称と事務所の位置については配慮が必要である。

おおむね、以上のような意見が出されましたが、大半の委員は「丸亀」を第1候補に挙げられております。また、その場合、「新市名称の後に続く町名、字名等につきまして、現『綾歌町』『飯山町』の町名を残す」という意見も出され、各委員にありまして、その方向でお願いするとの一致を見たところでございます。その上で種々議論をいたしました結果、本小委員会といたしましては、公募結果も尊重し、新市の名称候補として、公募第1位でございました漢字表記の「丸亀市」及び公募第2位の讃岐は平仮名表記で、富士が漢字表記の「さぬき富士市」、この2点に絞り込むとともに、「別紙2」のとおり選定理由を取りまとめまして本日の第7回合併協議会に報告し、ご確認を願うことといたしました。なお、合併協議会における協定項目の一つでございます「新市の名称」につきましては、本日、「協議第8号」として提案し、ご協議いただく予定となっておりますので、協議会各委員におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

次に、新市の事務所の位置候補について審議いたしました。その概要についてご報告申し上げます。

新市の事務所の位置候補につきましても、名称候補と同様、慎重審議を心がけ、小委員会として取り組んでまいりましたが、当日、種々議論の結果、新市の位置候補選定につきまし

ては、「新市の事務所の位置は、現在の丸亀市役所の位置であります『丸亀市大手町2丁目3番1号』とする。ただし、庁舎の建替え時においては事務所の位置を見直すものとし、住民の利便性を最大限考慮するものとする」との基本的な考え方が、小委員会の意見として集約されました。なお、この基本的な考え方をもとに、各委員それぞれ持ち帰り、次回合併協議会に提案すべく協議を調えたところでございます。

最後に、次回小委員会の開催予定を11月26日、水曜日、午後1時と決め、閉会といたしました。

以上で、第5回新市の名称及び新市の事務所的位置候補選定小委員会の報告を終わります。  
新土会長 ありがとうございます。

ただいま宮武委員長から報告第30号について説明がございました。この取り扱いにつきましては、協議事項として追加提案いたしておりますので、その場において協議したいと思います。なお、報告を受けてのことであるため、後ほど、最初に協議したいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、報告第31号の議会議員の定数及び任期の取扱いに関する検討小委員会につきまして、小委員会の松尾委員長から報告をお願いします。

どうぞよろしく。

松尾委員長 綾歌町の松尾でございます。議会議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会のご報告を申し上げます。

第4回議会議員の定数及び任期の取扱いに関する検討小委員会、本編4ページでございます。先般、9月24日に開催されました第6回合併協議会終了後、飯山町役場分館1階教育委員会会議室におきまして、関係委員全員の出席のもと、小委員会を開催いたしました。協議内容につきましては、1市2町の議会議員の委員から報告を受け、学識経験者の意見を聞き、全員で協議いたしました結果、特例適用の可否、条例定数、設置選挙の定数、設置選挙の選挙区設置について小委員会としての意見をおおむね集約することができました。しかしながら、細部においては、なお、意見の食い違いも残っており、再度、意見集約をすることとし、協議することといたしました。第5回小委員会でございますが、本日の合併協議会終了後、開催予定といたしております。

以上、ご報告をいたします。

新土会長 ありがとうございます。

ただいま松尾委員長から報告第31号について説明がございました。この件につきましてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 特にないようでしたら、以上で終わりたいと思います。

続きまして、報告第32号の新市建設計画策定小委員会につきまして、小委員会の長原委員長から報告をお願いします。

長原委員長 失礼いたします。丸亀市の長原でございます。早速ですが、本編の5ページをお開きください。

報告第32号、新市建設計画策定小委員会のご報告を申し上げます。まず、次の6ページをご覧ください。第4回小委員会について、ご報告を申し上げます。第4回小委員会は、9月24日水曜日、第6回の合併協議会終了後、飯山町役場分館2階第2研修室において開催

をいたしました。委員の出席状況につきましては、お手元の表のとおりでございます。

最初に、事務局より第3回新しいまちづくり住民ワークショップの報告がございました。お手元の別添資料のワークショップの成果をご覧ください。ワークショップの成果の1ページにありますように、第3回のワークショップの概要でございますが、9月6日、土曜日、午後1時30分から飯山町役場の多目的ホールで開催されました。参加者につきましては、第1回のワークショップから参加していただいております住民の方に、再度、ご案内を申し上げます結果、26人の方にご参加をいただき、さらに各市町から7名ずつ、合わせて21人の職員を加えまして、合計47人で協議が行われました。今回のワークショップにつきましては、新市建設計画の主要事業について提案をしてもらうため、基本方針の7つの分野に分かれていただきました。1班につきましては、自然との共生について、2班は住環境整備について、3班は産業振興について、4班は文化・教育について、5班は健康・福祉について、6班は行財政改革について、7班はコミュニティの推進について、それぞれに各分野における課題、また目指すべき方向性、新市で取り組みたいことについて班別に討論していただきました。

2ページ以降につきましては、各班で討議し、提案されました内容について記載をいたしております。内容についてのご説明は省略をさせていただきます。これらのご提案につきましては、現在、協議をいたしております新市建設計画に反映をさせております。

以上が、第3回の新しいまちづくり住民ワークショップの成果でございます。

続きまして、協議事項といたしまして、本編の方ですが、新市建設計画の策定スケジュールについて協議をいたしました。事務局より今後のスケジュール案が示されまして、それに基づいて各委員間で協議をし、今後のスケジュールを決定いたしました。

最後に、次回の開催予定日を10月7日、火曜日、午前9時に決定し、閉会いたしました。

続きまして、本編の7ページをご覧ください。第5回の小委員会について引き続きご報告を申し上げます。第5回の小委員会は、10月7日、火曜日、午前9時20分から飯山町役場別館4階403会議室において全員出席のもと開催をいたしました。最初に事務局より新市建設の7つの基本方針ごとに主要施策と主要事業の概要についての説明を受けました後、各委員から活発な意見が出され、協議によりまして原案に修正を加えました。修正後の案につきましては、1市2町の議会特別委員会の意見を伺った上で、再度、小委員会において協議することといたしました。最後に、次回の開催予定日を10月22日、本日の第7回合併協議会終了後とすることを決定し、閉会をいたしました。

以上で第4回及び第5回の新市建設計画策定小委員会の報告を終わります。

新土会長 ありがとうございます。

ただいま長原委員長から報告第32号について説明がございました。この件につきましてご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 それでは、続きまして議事第(2)、協議事項に入りたいと思います。

追加提案いたしました協議第8号の「新市の名称」については、会次第では協議事項の最後になっておりますが、先ほど小委員会からの報告を受けてのこととありますので、この件からお諮りしたいと思っております。

事務局から説明願います。

事務局 失礼をいたします。総務班の青木でございます。それでは、協議第8号「新市の名称について、継続協議2」につきましてご説明を申し上げます。

本編14ページ、本日、お配りいたしました1枚物となっておりますけれども、新市の名称候補につきましては、先ほど所管の小委員会委員長から、去る10月20日に開催されました第5回新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会におきまして、漢字表記の「丸亀市」及び讃岐は平仮名表記で、富士が漢字表記の「さぬき富士市」、この2点を新市の名称候補として絞り込んだ旨、報告がございました。この小委員会からの報告を受けまして、新市の名称につきまして追加提案し、本協議会においてご協議願うものでございます。新市の名称確認に当たりまして、ご提案申し上げております、本編囲みの中で、名称部分は空白となっておりますが、小委員会より名称候補として提案のございました、漢字表記の「丸亀市」、また讃岐は平仮名表記で、富士が漢字表記の「さぬき富士市」、この2点のうちのいずれかを新市の名称として選んでいただき、ご確認願えればと考えております。

以上、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

新土会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から新市の名称につきましては、合併の協議項目の中でも最も重要な項目の一つであるため、1市2町の住民から候補を公募し、さらに小委員会で慎重に検討してきたところでございます。その結果、ただいま事務局から説明がありましたように、小委員会から「丸亀」と「さぬき富士」の2つの名称候補が報告されました。協議会といたしましては、小委員会での慎重な検討結果を踏まえ、本日、この中から新市の名称を選びたいと思います。どなたからでも結構です。ご意見等ございましたらご発言を願いたいと思います。

三谷委員さん。

三谷委員 飯山町の三谷です。公募の結果、7割以上の方が「丸亀」としたことや、小委員会でも時間をかけて検討をした結果、大半の委員が「丸亀」を第1候補に挙げられたことから、新市の名称は「丸亀市」でいいんじゃないかなと、こういうふうに考えております、また思っております。「飯山」「綾歌」の名前も町名として残すことができ、これもそれでいいんじゃないかなと思います。合併協議会としても、公募の結果は尊重すべきではなからうかなと思います。皆様のご賛同をいただきたいと思います。

終わります。

新土会長 ありがとうございます。

ただいま三谷委員さんの方から申されましたようなことで、この考え方にご賛同いただきましたが、他にご意見ございますか。

どうぞ、松尾委員さん。

松尾委員 綾歌町の松尾でございますが、意見としては、ただいま飯山町の三谷議長がご発言になりました意見とほぼ同様でございます。小委員会の選定理由、妥当であろうと思いますので、「丸亀市」という名称に賛成をいたします。

新土会長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 他にご意見もないようでございますので、これまでの意見は「丸亀市」という



意見が多いと思われます。新市の名称は「丸亀市」とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 ありがとうございます。

では、新市の名称は「丸亀市」と確認をいたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして協議第41号の「国民健康保険事業の取扱い」についてお諮りします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼いたします。合併協議会調整班の岩滝でございます。

それでは、協議第41号「国民健康保険事業の取扱い」についてご説明を申し上げます。

本編8ページ、「個別調整方針及び説明資料」につきましては1ページからでございます。国民健康保険事業の取扱いにつきましては、市町が保険者となり、世帯主から保険税を徴収して被保険者の疾病やけが、出産や死亡等に関する保険権利を守るための制度であり、その財源確保のため1市2町では、目的税である地方税として国民健康保険税を課しております。国民健康保険の税率は通常の税と違いまして、医療費の見込み額をもとに収入予定額が先に決まり、その不足する収入分を保険税として所得や被保険者数に按分して賦課する方式であり、所得割の算出の基礎に用いる所得や世帯数、被保険者数などを基準として税率を算定するものであります。賦課方式や納期につきましては、1ページをご覧くださいとおわりのとおり、1市2町とも同一でございますので、現行のとおり新市に引き継ぐものとしたしました。しかし、保険税率につきましては、合併時に1市2町がそれぞれ有する財政調整基金を持ち寄りまして、かつ住民に対して急激な負担の変化がないように考慮した上で試算すると、合併後の平成17年度までは、国民健康保険会計を維持できる見通しであるため、市町村の合併の特例に関する法律第10条の不均一課税の規定を適用いたしまして、新市において設置される国民健康保険運営協議会の答申に参考するよう平成18年度から統一することとしたしました。

3ページをご覧ください。給付事業のうちの葬祭費につきましては、1市2町で違いがございますが、合併時には丸亀市の支給額に統一することとしたしました。この「調整方針及び説明資料」の1ページから4ページまでには細かい項目ごとの1市2町の現況比較をお示しいたしております。また、5ページから7ページには国民健康保険で実施いたしております各種の保険事業につきましてはの個別調整方針を提案させていただきました。例えば6ページをご覧ください。高額療養費支払資金貸付事業につきましては、若干の相違点を除きまして共通事業となっております。そこで、住民手続の簡素化を目的といたしまして、飯山町の例を参考に調整することといたしております。また、国民健康保険運営協議会につきましては、さきにも述べました税率等の答申における審議を十分に行うために、丸亀市の例を参考に調整することといたしました。

7ページをご覧ください。成人病予防健診助成につきましては、2町のみで実施されておりますが、保健事業の関連も考慮しながら、新市において速やかに調整するとしております。そのほか、8ページには先進事例、9・10ページには関係法令の抜粋をお示しいたしました。

以上、国民健康保険事業関係の取扱いについての調整方針といたしまして、本編8ページの囲みのとおり、読み上げさせていただきます。

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 賦課方式及び納期については現行のとおりとする。
  - 2 税率については、医療費の支出等からの試算を行った上で、平成18年度から統一をする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度及び平成17年度はそれぞれ現行の税率による。
  - 3 出産育児一時金は、現行のとおりとし、葬祭費については合併時に5万円に統一する。
- 以上、よろしくご協議のほど、お願いいたします。

新土会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から協議第41号について説明がございました。この件につきましてご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

どうぞ、倉本委員さん。

倉本委員 協議事項第41号につきましては、基本的には賛成の立場で、少しこの中に記載されていない部分についてお聞きをしておきたいと思います。それぞれの説明で法的な、基本的な部分で納得できる部分があるんですが、「短期保険者証」あるいは「国保証明書」等の交付発行についての取り扱い、これについて協議をどのような方向で進められておるのか、これがちょっと明らかでございませんので、この際お示しをいただきまして、今後の参考にさせていただきたいというふうに思います。

新土会長 それでは、倉本委員さんのご質問に事務局の方でお願いします。

杉尾分科会長 保険年金分科会の丸亀市の杉尾です。「短期保険者証」「資格者証」に関しましては、14年4月から、一応、制度的に発行するようになっていますが、「資格者証」になりますと、保険者が、もう10割支払うような状態になりますので、今まで保険者等もあまり積極的にはやっておりますけれども、14年4月から正式にやるようになっておりますので、丸亀市もこの15年4月からは「資格者証」を発行するようになっております。各保険者とも同じく14年4月から資格者証を発行するような状況になっております。

以上です。

新土会長 ありがとうございます。

倉本委員さん。

倉本委員 それで結構なんですけど、例えば綾歌、飯山につきましての「短期保険者証」の発行などについてどのような取り扱いになっておるかについて、少し説明をいただきまして、ただいま「証明書」と言いましたが、「資格者証」のちょっと間違いですね、「資格者証」の制度は14年度から既に始まっているということについてはわかっておるんですが、しかしその辺の制度の取り扱いについてはそれぞれまちまちだというふうに思いますので、この際その点も説明いただきまして、できれば早いうちに制度として全体をまとめていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

新土会長 再度倉本委員さんの方からのご質問ですが、事務局からお答え願います。

杉尾分科会長 再度答えさせていただきます。

「資格者証」に関しましては、まず、どの保険者でも15年度から始まったばかりでございますので、多少のばらつきがあると思いますけど、この件につきましては合併後、ちゃんとしたと言うたらおかしいんですけども、統一した見解でやっていきたいと思っております。そんなに今でも大きく差はないと思っております。

以上です。

新土会長 倉本委員さんよろしいでしょうか。

ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 ないようでございますので、協議第41号の取扱いについては、原案のとおり確認といたします。ありがとうございました。

続きまして、協議第42号各種事務事業「都市計画事業関係の取扱い」についてお諮りします。

事務局から説明を願います。

事務局 失礼します。事務局調整班の五百森です。よろしくお願いたします。

それでは、協議第42号各種事務事業「都市計画事業関係の取扱い」について、ご説明申し上げます。

本編9ページ、また「個別調整方針及び説明資料」11ページをお開きください。都市計画は都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、また、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すること、並びに、このために適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことでありまして、新市においても、引き続き推進する必要があると考えます。現在、1市2町では、それぞれ都市計画区域が設定され、その区域内に線引き、また用途地域等が設定され、都市基盤の整備等が展開されているところでございます。

そこで、調整方針といたしまして、本編9ページの囲みのとおり提案させていただくものでございます。内容について読み上げさせていただきます。

都市計画事業関係の取扱いについて

- 1 都市計画区域及び用途地域等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。  
ただし、特定用途制限地域については、新市移行後、丸亀市の例を参考に速やかに調整する。
- 2 都市計画マスタープランについては、新市移行後、速やかに策定する。
- 3 都市景観形成基本計画及び緑の基本計画については、新市移行後、速やかに策定する。
- 4 丸亀市中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5、駅前再開発事業及び土地区画整理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

以上のとおりご確認願うものでございます。

内容の補足説明を申し上げます。平成13年5月に都市計画法が改正施行され、線引き制度が原則として、県の選択制となりましたことから、香川県の都市計画の見直しの中での都市計画区域の拡大・再編に伴いまして、丸亀市においては、平成16年5月から線引きを廃止し、島嶼部を除きました陸地部全域、約4,182ヘクタールを都市計画区域とする予定であります。あわせて、12ページに記載しています、特定用途制限地域の指定等も施行予定であります。合併後には、新市として速やかに、指定区域の拡大等について、調整したいと考えております。また、都市計画マスタープラン、更に都市景観形成基本計画、緑の基本計画につきましても、新市としての基本計画として速やかに策定したいと考えておりま

す。また、17ページに先進事例としまして、4合併協議会の調整方針を、更に関係法令としまして、17から19ページに都市計画法の抜粋を挙げさせていただいております。

以上、調整方針、また個別調整方針の提案説明といたします。よろしくご協議のほどお願いいたします。

新土会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から協議第42号について説明がございました。この件につきましてご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 ないようでございますので、協議第42号の取扱いについては原案のとおり確認といたします。ありがとうございました。

続きまして、協議第43号の各種事務事業のうち「建設事業関係の取扱い」についてお諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼いたします。それでは、各種事務事業「建設事業関係の取扱い」について説明申し上げます。

本編10ページ、また「個別調整方針及び説明資料」20ページをお開きください。建設事業関係につきましては、大きく「土木、土地改良、住宅」の3分類に分けて1市2町それぞれの施設等の現状を20ページから23ページにかけて記載しております。なお、港湾、漁港には施設といたしまして防波堤、岸壁、物揚場など、更に海岸には護岸、堤防、防砂堤など、それぞれの建設計画等により整備した施設がございます。これらの施設につきましては、先にご確認いただきました「財産」また「公の施設」の調整方針で、現行のとおり新市に引き継ぐものとしております。道路や港湾、漁港などの計画的な整備や維持管理は、住民の安全で快適な生活、あるいは経済活動等を展開するための、大変重要な基盤の一つでございます。また、尊い人命や財産を守るための海岸及び急傾斜地対策などの土木事業関係、更に農道、水路、ため池などの農業用施設の整備を行うことにより、1市2町の地場産業である農業の振興及び育成を図るとともに、田園環境の保全を保つことを目的とした土地改良事業、更に住宅に困窮している住民への低廉な住宅を供給する住宅事業など、これら建設関連事業は大変多岐にわたる事業でありますとともに、住民にとっても大変関心の高い事業でございます。

そこで、調整方針といたしまして、本編10ページの囲みのとおり提案させていただくものでございます。内容について読み上げさせていただきます。

建設事業関係の取扱いについて

[土木事業関係]

- 1 道路の寄附採納基準については、丸亀市及び飯山町の例を参考に合併までに調整する。
- 2 道路、交通安全施設等の要望に係る設置基準等については、合併までに調整する。

[土地改良事業関係]

- 1 土地改良事業については、土地改良区又は水利組合等を事業主体とする。ただし、事業内容等によっては、新市が事業主体となるよう調整する。
- 2 土地改良事業補助金については、合併時に統一する。

[住宅事業関係]

1 公営住宅ストック活用計画については、新市において策定する。

以上のとおりご確認願うものでございます。

内容の補足説明を申し上げます。資料編の25ページをお開きください。住民の方々からの要望による生活用道路整備、いわゆる請願道路につきましては、買収価格等に差異がありますが、合併までに採択基準等について調整したいと考えます。また、カーブミラー、防犯灯の設置基準につきましても、合併までに基準を統一し、更に26ページの綾歌町で取り組んでおります国道32号改築事業に係る事務につきましても、現行のとおりとし、新市においても、引き続き行ってまいりたいと考えます。道路の、日々の維持管理、また緊急対応の体制として、丸亀市と綾歌町が設けています直営作業班につきましても、約700kmに及ぶ市道などの維持管理をするため、新市に引き継ぐものとしたいと考えております。

次に、27ページの土地改良事業の事業主体については、1市2町に差異がありますが、土地改良区又は水利組合等を事業主体としたいと考えております。ただし、一定の基準等を定め、採択基準等により新市が事業主体としても取り組めるよう、調整したいと考えております。また、国、県補助事業の上乗せ補助及び単独補助事業につきましても、1市2町差異がありますことから、合併時に統一した補助制度とするよう調整したいと考えております。ため池の管理補助制度として丸亀市が設けています、草刈りに対する年1回の事業費の50%補助についてですが、22ページに記載しておりますとおり、新市になりますと、行政区域内のため池数は524カ所、総貯水量にして11,229,000tになります。これは満濃池の貯水量の約73%に値する量でございます。綾歌町、飯山町においては、ため池の草刈りは、管理者などが、みずからの負担として実施いたしておりますことから、新市としても同様の考え方で、廃止の方向で調整したいと考えます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

次に、28ページの公営住宅ストック活用計画についてですが、現在の市・町営住宅は公営住宅、改良住宅等それぞれの区分により国等の補助を受けて建築された住宅でございます。今後、改築等の計画をする場合には、このストック活用計画をもとに国からの補助が受けられることから、新市においても新たに策定することといたしております。また、29、30ページには先進事例といたしまして、3合併協議会の調整方針を、また31、32ページに関係法令としまして、道路法などの抜粋を挙げさせていただいております。

以上、調整方針、また個別調整方針の提案説明といたします。よろしくご協議のほどお願いいたします。

新土会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から協議第43号について説明がございました。この件につきましてご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

金澤委員 飯山の金澤でございます。土地改良事業の市町の上乗せ部分についてこちらに合併時に統一するというように書かれておられますが、ちょうど私、大窪池土地改良区のお世話もさせていただいております。昨年度土地改良事業で水路を5,000万円ほど工事いたしております。今年もまた3,500万円ほど工事を予定いたしております。そのようなことで、ぜひとも補助率が現況よりは下がらないようにひとつ調整をさせていただいて、要望しておきます。よろしく願いいたします。

新土会長 要望ですか。

金澤委員 また何すんだったら、変えてやりましょうか。ご返答いただけるのであればいただきます。

新土会長 事務局の方から今の要望事項に対してご説明できるんでしたらどうぞ。

事務局長 補助につきましては、これ以外にもいろいろ補助制度に基づきます補助金がございますけれども、これにつきましては当然基本的には合併までに統一をして、その方向性を明らかにしていくという考え方でございますし、さきの協議会におきましても各種団体等の補助金のありようにつきましては、来年度になろうかと思えますけれども、調整が整った段階でこの合併協議会にも報告をさせていただくという方針になっております。ただ、今の時点でご要望のことがご返事できるかといいますと、それはちょっと今後のことということでございますので、よろしく願いをいたしておきたいと思えます。いずれにいたしましても新市としての財政上のありよう、予算措置のありよう、という総合的なところからの勘案等も出てまいりますので、今後のこととしてご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

新土会長 ありがとうございます。

金澤委員さん、よろしいですか。

金澤委員 はい、よろしいです。

新土会長 今後の研究、検討課題といたしたいと思えます。

小松委員さん。

小松委員 綾歌の小松ですが、私どもの方には承知のとおり多くのため池があるんですけど、ため池に改良区になっておるとこと組合になってるところがあるんですけど、私どもは組合なんですけども、その組合は改良区として合併みたいな形をというような話もお聞きしておりますけれども、なかなか難しい面がありますんですけど、この改良区の方へため池は早く合併するように持っていかにゃあいかんのでしょうか。そのあたりわかっている範囲があったら教えていただきたいんですけど。

新土会長 ただいまの小松委員さんのご質問にちょっと事務局。  
どうぞ。

竹内分科会長 土地改良分科会の綾歌町の竹内です。よろしくお願ひします。ただいまのご質問ですが、一応、土地改良事業につきましては、土地改良区と水利組合同様の扱いで今後も進めていくということで調整をいたしておりまので、必ずしも土地改良区として組織を新たにする必要はないかと思えます。よろしくお願ひします。

新土会長 ご理解いただけましたでしょうか。

小松委員 結構です。

新土会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 ないようでございますので、協議第43号の取扱いについては原案のとおり確認といたします。ありがとうございました。

続きまして、協議第44号の各種事務事業のうち「農林水産事業関係の取扱い」についてお諮りします。

事務局から説明願ひます。

事務局 それでは、協議第44号各種事務事業のうちの「農林水産事業関係の取扱い」についてご説明申し上げます。

本編11ページ、「個別調整方針及び説明資料」は33ページからでございます。農林水産事業につきましては、畜産業を含みます農業、林業、水産業に分けられます。畜産業を含む農業は住民に良質、安全で安心な食の提供を行っていく上で、その生産基盤、供給体制を整備していく必要があるとともに、農業には国土や自然環境の保全、水源のかん養など多面的な機能もあり、住民の生活安定に重要な役割を果たすものでございます。具体的には農業の担い手育成や農作物栽培技術の向上などの農業経営支援、農地保全や農地の集積による経営規模の拡大等の事業を推進するよう調整いたしております。林業につきましては、森林が建築材料としての木材の産出だけでなく、水源のかん養、二酸化炭素の吸収固定、自然環境の保全等様々な機能を発揮できますよう、引き続き森林保全、林道の整備を重点的に林業振興を図るよう調整いたしております。水産業につきましては、安定した漁業生産を行うため、引き続き漁場環境の保全、漁業生産基盤の整備、海洋資源の保護、育成等の事業を行い、水産業の振興を図るよう調整いたしております。

以上のことを踏まえた上で農林水産業に係る事業につきましては、従来からの経緯やそれぞれの地域の特性に配慮しながら、新市においては全体の均衡が保たれるように事業の推進に努めるよう調整いたしました。

主な事業の個別調整方針につきまして、説明をさせていただきます。33ページをご覧ください。農業振興地域整備計画につきましては、地域内の自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して、農業の健全な発展に必要な優良農地の確保及び農地の有効な利用計画を策定したもので、農業振興地域はそれぞれ1市2町で設定され、この指定につきましては都市計画区域の指定と密接に関係いたしております。農振農用地区域の変更、いわゆる農振除外というふうに一般的に言われておりますけれども、この農振除外をする場合の審議につきまして1市2町で違いがございます。このように計画の策定や審議の方法、組織等につきまして新市移行後、速やかに調整することいたしました。

続きまして、34ページをご覧ください。米生産調整制度につきましては、昨年12月に国において新たな米政策改革大綱が定められました。昭和46年から30年余り続けられました減反政策に対する生産調整を大きく転換し、平成16年度、来年度からですが、国による減反面積配分を廃止し、平成20年度までに農家や農業団体による自主的な生産調整に移行することとされております。このようなことから、国の動向を踏まえて、新市において随時調整するものでございます。また、飯山町が実施いたしております地産地消運動事業につきましては、その例を参考といたしまして新市全域にその事業を展開するよう調整いたします。

続きまして、36ページをご覧ください。丸亀市が単独で行っております農業振興資金融資、丸亀市及び綾歌町それぞれ実施いたしております農業近代化資金利子補給金につきましては、農業生産力の高齢化や後継者不足によりまして年を追うごとに利用者が減少いたしております。県の融資制度や金融機関、農業団体等の融資制度を活用することを推進するよう、廃止の方向で検討することいたしました。しかし、現在継続のものにつきましては経過措置を設けることいたしました。

37ページをご覧ください。家畜防疫対策事業及び高齢者・女性肉用牛生産振興事業につ

きましては、県の農協の各支部が事業主体となっておりますため、当分の間、現行どおりといたしまして、農協の各支部との連携を図りながら随時調整することといたしております。

続きまして、39ページをご覧ください。松くい虫の薬剤空中散布につきましては、環境保全との関係も考慮した上で、県森林組合連合会や香川県と協議をしながら、地上散布等駆除方法の見直しを検討することといたしまして、合併までに調整することといたしました。

40ページをご覧ください。丸亀市で実施いたしております種苗放流事業等の水産振興事業につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐことといたしました。

41ページをご覧ください。有害鳥獣駆除につきましては、県の猟友会各支部との調整を踏まえた上で、合併までに調整するものでございます。資料の41ページから44ページにかけては、先進事例と関係法令等との抜粋をお示しいたしました。

以上、農林水産事業関係の取扱いにつきましては、今もご説明申し上げましたとおり、事業が非常に多岐にわたりますことから、包括的な調整方針といたしました。本編11ページの囲みのおり読み上げさせていただきます。

農林水産事業関係の取扱いについて

- 1 農業関係事業については、地域特性を生かした事業の推進に努めるよう調整する。
- 2 林業関係事業については、それぞれの実情を踏まえ随時調整する。
- 3 水産業関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

以上でございます。ご協議よろしくお願いたします。

新土会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から協議第44号について説明がございました。この件につきましてご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

どうぞ、吉田委員さん。

吉田委員 農業の関係でご質問を申し上げたらと、丸亀の吉田です。ただいま括弧の中にあります地域の特性を生かした事業の推進ということであつたわけですが、ただ今、廃止の予定になっておりますところの近代化資金、又は振興資金の融資事業でございますが、これは他の2町については、ないということでございますが、これもやはり行政が一部基金を出して、それで貸し付けておると。今の段階では何か借る人が少ないからやめるという方針らしいですけれども、これから土地利用型農業は衰退していきだろけれども、やはり施設園芸、いわゆる菊とかいろいろなイチゴとかあらゆるもんが施設でやられておりますけれども、この施設をつくるということになりますと、非常な莫大な金がかかると。それを融資をしていく、補助金で出すということでないんですから、融資をするということでございますので、この制度はやはり1市2町の中でも今後農家の必要な資金に私はなるような気がするので、これを廃止するというのはいかがかなというように思いますので、このいわゆる廃止にする大きな理由は、今まで丸亀は南部だけでございますので、それは全体的に見たら少ないかわかりませんが、特に2町が入ることになりまして、南部の農業者もやはりこの飯山、綾歌が合併すれば農業の方も目をつけてくれるだろうという大きな期待を持っておりますのに、ここで廃止というのはどうもおかしいじゃないかという気がいたしますので、もうちょっとわかりやすい、生産者が納得ができるご説明をいただいたらというように思います。

新土会長 ありがとうございます。



ただいま吉田委員さんからのご質問ですが、事務局の方で。

どうぞ。

奈良分科会長 失礼します。農林水産分科会の担当をいたしております飯山町の奈良でございます。よろしく申し上げます。ただいまの吉田委員さんのご質問なんですけども、廃止といいますのは既に特性あると、先ほど吉田委員さんのお話の中にもありましたように、それぞれの町におきましては特性のある農業、土地利用型農業、さらには施設園芸型の農業という2つの種類に分かれるかと思えます。丸亀市におきましては施設型、飯山町におきましては果樹、綾歌町におきましては施設及び土地利用型の2種類の農家があり、さらに土地利用形態を考えた場合に、土地の利用集積ということで利用を図るためにそれぞれの市町におきましては、認定農業者制度を活用した事業、更には認定農業者を含めまして中核的担い手農家が多数動いております。この方たちに、今後、土地の利用を集積し、認定農家としての推進をいたし、さらに認定農家といたしましてのスーパーL資金の活用を積極的に進めていきたいということで、利活用の少ない近代化資金には廃止の方向で検討をしていくということでございます。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

新土会長 吉田委員さん、いかがですか。

吉田委員 ただいまの説明の中にもありますように、恐らく土地利用型農業は衰退をしていくでしょう。ということは、後継者が少なくなっておる、高齢者の作業場というようなことになっておりますので、これは飯山町がやられておるような地産地消運動が正しい状況になるんでないかというような気がいたします。しかしながら、施設園芸ということになりますと、土地利用型農業とは全く違う条件でございます。それで、今言われたように認定農業者は、これはそういうできるだけ安い国の金を利用していくのがいいと思いますけれども、そこまでいかなない人が現状では施設園芸的なもので支えをしておる、なおかつその資金だけではすべてが賄うていきませんので、そういうこの近代化資金は近代化資金、これも国のあれですけども、特に私が言いたいのは、丸亀の場合は、この農業振興資金という、市と農協とで出し合った資金で貸し付けをして運営をしておるわけですが、そういったものを大きな意味で廃止にせんと、つくっておけばこの新市でやっていってもろうたら、少しでも助かる施設経営者が生まれてくるんでないかなというような気がありますので、これは十分またそういったやる気のある人で十分検討をしていただいで、今この場で私も強硬には申しませんけれども、一つの要望として考えておいていただきたいというように思います。

新土会長 そしたら、特に今の答弁要りませんか。

吉田委員 要望で。

新土会長 ご要望で、はいわかりました。ただいま吉田委員さんからご意見のございましたことにつきましては、事務局といたしましても十分に今後検討をしてみたいと思いますが、全体的にはほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 ほかにないようでございますので、協議第44号の取扱いについては原案のとおり確認としていたしたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、協議第45号の各種事務事業のうち「消防・防災関係の取扱い」についてお諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼いたします。それでは、協議第45号各種事務事業「消防・防災関係の取扱い」について説明申し上げます。

本編12ページ、また「個別調整方針及び説明資料」45ページをお開きください。消防・防災関係の内、消防関係につきましては、第4回合併協議会で「消防団の取扱いについて」として、先に消防団の調整方針を確認いただきましたので、今回は常備消防についての提案となりますので、よろしくお願いいたします。

1市2町では、それぞれ地域住民の生命、財産を火災を初め水災害等から守るため消防組織の設置、また地域防災計画、水防計画などを策定し、これらに沿って必要な体制を敷き、不測の事態に対応しているところでございます。これらのことは当然のことながら、合併後におきましても、新市としての体制を速やかに確立することが急務であると考えます。そこで、調整方針といたしまして、本編12ページの囲みのとおり提案させていただくものでございます。内容について読み上げさせていただきます。

#### 消防・防災関係の取扱いについて

- 1 常備消防については、1消防本部、2消防署及び1分署とする。
- 2 消防署及び分署の管轄区域については、合併までに調整する。
- 3 災害対策本部については、合併時に新組織を編成する。
- 4 地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに策定する。
- 5 自主防災組織の育成については、コミュニティづくりと併せて推進に努める。
- 6 防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、合併後、調整する。

以上のとおり、ご確認を願うものでございます。

内容の補足説明を申し上げます。まず、消防本部の位置、また、署及び分署の名称等につきましては、次回予定しています「事務組織及び機構の取扱い」の中で提案いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

資料編の45ページに119番受付等について挙げておりますが、これにつきましては、現在、一般電話からの通報は、丸亀市消防署、飯綾消防署、それぞれにおいて受信して、即、対応しております。また、携帯電話からの通報は1市2町の区域内では、まず、丸亀市消防署で受信し、地域によりましては飯綾消防署へ転送するシステムになってはいますが、当分の間、現行のとおりといたしております。ただし、各消防署、分署間を専用回線で結び、合併までには、救急・火災時に十分対応できる体制作りを構築したいと考えております。

46ページには、それぞれの消防車両等、また、施設の現状を記載しております。

47、48ページには、1市2町の防災関係の現状として、地域防災計画、水防計画などを記載しております。なお、防災会議につきましても、1市2町それぞれ条例を制定し、組織の委員を定めておりますが、丸亀市では、指定行政機関として善通寺にあります陸上自衛隊を防災会議メンバーとして参加していただいておりますので、新市におきましても、引き続きお願いし、応援協力体制の確立を図ってまいりたいと考えております。更に、49、50ページに先進事例として、3合併協議会の調整方針と関係法令として消防組織法、災害対策基本法及び水防法の抜粋を挙げさせていただいております。

以上、調整方針、また個別調整方針の提案説明といたします。よろしくご協議のほどお願いいたします。

新土会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から協議第45号について説明がございました。この件につきましてご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 それでは、ご意見もないようでございますので、協議第45号の取扱いについては原案のとおり確認といたします。ありがとうございました。

続きまして、協議第46号の各種事務事業のうち「生涯学習関係の取扱い」についてお諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、協議第46号各種事務事業のうちの「生涯学習関係の取扱い」について「その2」ということでご説明を申し上げます。

本編は第13ページ、「個別調整方針及び説明資料」につきましては、51ページからでございます。生涯学習事業につきまして、生涯学習、文化・芸術、文化財及び図書館関係を前回の協議会においてご確認をいただきました。生涯スポーツ関係を「その2」として今回提案させていただくものでございます。生涯スポーツの振興につきましては、住民の体力向上と健康づくりを目指し、1市2町それぞれ特色のある事業を実施いたしております。新市におきましても、生活の中にスポーツを豊かに取り入れ、年齢や体力、目的に応じて、いつでもどこでもスポーツに親しめるという生涯スポーツの目的を踏まえ、より一層その振興を図る必要があると考えております。このため、体育振興に関する各団体組織や住民との連携を密にしながら、効果的に事業運営を行うため、同一あるいは同種の事業については、統合や再編をすることが必要という調整方針案といたしました。

主な事業の個別調整方針につきまして、説明をさせていただきます。51ページをご覧ください。教育委員会主催のイベントにつきましては、地域の特色を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぐものといたしますが、整理しながら統合・再編するよう関係各協議団体等と調整をいたします。

52ページをご覧ください。体育指導員につきましては、行政と住民相互のパイプ役として生涯スポーツの振興及び支援には必要不可欠でございますので、新市移行後速やかに委嘱いたしますよう組織づくり等を調整いたします。

54ページをご覧ください。総合型地域スポーツクラブ育成事業につきましては、スポーツ施設等を拠点に、地域住民のだれもが参加できる生涯スポーツの環境づくりを目的とし、飯山町が平成13年度から取り組み、来年の2月に、仮称ではございますが、「スポーツクラブ飯山」が設立されます。このスポーツクラブは地域住民の主体的な運営形態が基本となっておりますので、この考え方を取り入れまして、現行のまま新市に引き継ぐものといたしました。資料といたしまして、55、56ページをご覧ください。スポーツ関係団体につきまして、公的団体に属する体育協会やスポーツ少年団につきましては、スポーツの中でも主に競技力の向上を目的として組織され、それに伴い各種の事業を自主的に実施いたしております。また、57ページをご覧ください。1市2町のスポーツ施設を一覧表にまとめましたものをご用意いたしました。また、58ページから59ページにかけましては先進事例と関係法令等の抜粋をお示しいたしております。

以上、生涯学習関係のうち生涯スポーツ関係の取扱いについての調整方針といたしまして、

本編 13 ページの囲みのおり読み上げさせていただきます。

生涯学習関係の取扱いについて、その 2

- 1 生涯スポーツ関係の大会、イベント及び教室については原則として現行のおりとする。ただし、同一あるいは同種の事業については、それぞれの実情を尊重し、統合・再編する。

以上でございます。ご協議よろしくお願いいたします。

新土会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から協議第 46 号について説明がございました。この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 ないようでございますので、協議第 46 号の取扱いについては原案のおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 ありがとうございます。それでは、原案のおり確認といたします。

予定をいたしました議事につきましては終わるんですが、議事第(3)その他に移りたいと思いますが。

次回第 8 回の合併協議会の日程について、事務局から説明をいたさせます。

事務局長 第 8 回の合併協議会の日程でございますけれども、11月26日、水曜日、午後 1 時半から予定いたしておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。また改めてご案内を申し上げます。

新土会長 ありがとうございます。

ただいま第 8 回の合併協議会の日程について事務局から説明がございました。合併協議会につきましては、第 1 回会議で確認いたしました毎月の第 4 水曜日でございますので、何分よろしく願い申し上げます。

その他委員さんの方でせっかくの機会でございますが、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 それでは、一応終えまして、事務局の方からどうぞ。

事務局長 事務局の方から 2 点ほどご報告申し上げます。

新市の名称が本日決まりましたので、名称の応募者の方々について、最大 10 人まで抽選によりまして記念品を贈呈することになっております。抽選方法等は小委員会の中で、今後、協議いたしまして進めてまいりたいと存じますのでよろしくお願いを申し上げます。

もう一点、新市建設計画のポスターの募集につきまして総計 237 点の応募がございました。入選作品等の選定方法につきましても、小委員会でご協議をいただきまして決定してまいりたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。また、これらの作品につきましては各市町を持ち回りまして、展示等、今後の活用をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

新土会長 ありがとうございます。

以上で、本日予定されておりました日程はすべて終了いたしました。長時間にわたりまし

て終始ご熱心にご協議をいただきまして誠にありがとうございました。本日は、特に、新市の名称が「丸亀市」と確認されたことにより、1市2町の合併協議に大きな前進があったものと確信いたしております。どうもありがとうございました。今後とも皆様方のご協力を賜り、1市2町相互における信頼のもとに、新市11万都市を目指して予定のスケジュールが円満に進みますことを切に願っております。なお、この後、議会議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会がこの建物の1階会議室で、さらに新市建設計画策定小委員会がこの建物の2階第2会議室でそれぞれ開催されますので、その小委員会の委員さんにおかれましては大変お疲れのところでございますが、よろしくご移動のほどお願い申し上げます。

では、協議会はこれで散会といたします。本日はまことにありがとうございました。

午後2時52分 閉会